

はじめに

下線部：文言の修正

大阪府堺市に所在する百舌鳥古墳群は、わが国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明するうえでも重要な遺跡である。4 世紀後半に始まった古墳群の造営は 6 世紀前半ごろまで続き、その間に 100 基を超える古墳が築かれた。大型の前方後円墳をはじめとする大半の古墳は、5 世紀を中心に築造され、出土品には大量の鉄製品や希少な金銅製品、ガラス製品などがある。これらの出土品は、当時、海外との交流が盛んであったことを物語っており、百舌鳥古墳群は古墳の規模だけでなく副葬品の内容においても他を凌駕している。近接する古市古墳群とともに、古墳文化という他に類を見ない文化がかつて日本に存在したことを物語る物証が、1600 年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値がある。

日本最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめ、多くの古墳は陵墓として、約 1600 年の間損なわれることなく守り伝えられてきた。陵墓以外の古墳の一部は、大正年間に史蹟名勝天然記念物保存法で史蹟の仮指定を受け、昭和 25 年施行の文化財保護法のもと合計 7 基の古墳が史跡指定を受けて守られてきた。

百舌鳥古墳群の位置する地域は、主要部分が都市公園である大仙公園として整備が行われてはいるものの全体に都市化が進展し、建築物が多く建てられ、都市環境は成熟段階にある。戦後復興期に群内の古墳が失われることが続いたが、昭和 30 年のいたすけ古墳の保存運動以降、古墳保存の動きが生れた。大仙公園の整備も古墳を保存する考えのもとに進められ、それ以外の古墳の保存についても市は大きな関心を持ち続けた。

平成 27 年 3 月、国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画を策定し、古墳群の保存管理の方針を明確にした。さらに令和元年 7 月、第 43 回世界遺産委員会において「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」が世界遺産として登録された。大阪府と堺市、羽曳野市、藤井寺市の地元 3 市は改めて資産を確実に次世代に引き継いで行くことを約束した。本保存活用計画は、史跡百舌鳥古墳群の将来的な古墳群の保存管理の基本的な方針を改めて明示し、その活用に向けて、世界遺産委員会における勧告に適合するために従来の保存管理計画を保存活用計画に改めるものである。



第 1 章 沿革と目的

下線部：文言の修正

1. 計画策定の沿革

史跡百舌鳥古墳群の特徴は、4 km 四方に広がる古墳を古墳群として捉え、ひとつの史跡としたところにある。昭和 31 年のいたすけ古墳の史跡指定以後、古墳単体で史跡指定され保護が図られてきた。古墳の周辺を取り巻く環境が変化していくなかで、未指定古墳を含む古墳群全体の保護を図る目的で古墳群としての史跡指定をめざした取組みをすすめ、平成 26 年 3 月に百舌鳥古墳群として統合して指定された。また、古墳群の史跡指定に向けた取組みと併行して保存管理計画策定事業を進め平成 27 年 3 月に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」（以下「旧計画」）を策定し、昭和 31 年以降 60 年近くの間を生じた史跡管理上の様々な課題を克服し地域とともにある史跡を本来あるべき姿に導くべく、事業を進めてきた。旧計画に基づいて、計画的な発掘調査、追加指定、土地取得をはじめ第 1 期整備基本計画を策定し、寺山南山古墳・御廟表塚古墳の整備や史跡古墳ごとの説明板の設置などに取り組んできた。また、御廟山古墳・ニサンザイ古墳の内濠の追加指定がなされ、陵墓周辺で史跡の本質的価値を構成する要素とも捉えられる濠の指定で、今後の史跡の保存活用の取組みにも影響をあたえた。

下線部：構成資産を明記

さらに、令和元年 7 月に「百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 - 」が世界遺産に登録された。国史跡百舌鳥古墳群を構成する古墳のうち、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、丸保山古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠が世界遺産の構成資産となった。（ニサンザイ古墳内濠、御廟山古墳内濠は宮内庁が管理する墳丘と一体で構成資産となっている。）本古墳群の世界遺産登録により既存の保存管理計画の取組みを確実に進め、世界遺産としてふさわしい資産の保存管理や周辺環境の保全につとめ、価値や魅力の発信を行ってきた。世界遺産登録にあたり世界遺産委員会における追加的勧告で、「史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」とされ、保存活用計画としての見直しが必要となった。

このような状況のもと、将来にわたって史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用できるよう、従来の保存管理計画を改定し、保存活用計画を策定するものである。

①本質的価値の保存②活用・整備の順番に整理

2. 計画策定の目的

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理、活用し、次世代へと確実に継承していくための基本方針の策定などを目的とする。

本計画は、旧計画を見直し、百舌鳥古墳群を取巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値を損なわず、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定するものである。そして、史跡百舌鳥古墳群の歴史及び現状を把握し、史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確化し、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱い、整備の基本的な考え方を所有者及び関係者の合意を踏まえ改めて示すもので、行政の指針として位置づけられるものである。

また、保存管理と整備活用を一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定める。更に各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備活用の基本的な方針については周辺地域も含めた景観形成の基本方針もあわせて検討することとする。また、本計画で定めた史跡の保存活用の方針や方法は、世界遺産登録にあたっての追加的勧告に対応するものである。

本計画の対象範囲は、国指定史跡である、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、旗塚古墳の 9 基の前方後円墳と、塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、七観音古墳の 6 基の円墳と、善右エ門山古墳、寺山南山古墳の 2 基の方墳ならびに墳丘が陵墓で前方後円墳の御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の合計 19 基の史跡指定地及び周辺地域とする。

加えて、現在史跡に指定されていないが、墳丘が現存しており、将来的に史跡として保護すべき古墳が 5 基あり、これらの古墳、定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町 1 号墳についても、群としての一体性を考慮し、史跡の指定化を図るべく諸課題を解決し追加指定を検討する。今後、追加指定した場合は、本計画に示す保存活用の基本方針や現状変更などの取扱基準に準じて取扱うこととする。

古墳群を構成する各古墳を取巻く周辺の環境保全や景観形成についての基本的な方向性も示すこととする。更に、史跡指定地を取巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、隣接地や地形などの環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。なお、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする陵墓は、宮内庁の管理であるため、本計画からは除外するものとする。ただし、墳丘のみが陵墓で墳丘周辺の周濠・外堤などは、未指定古墳と同様に史跡の指定化を図るなどの保全を検討する。

3. 堺市百舌鳥古墳群等史跡整備委員会の設置と審議の経過

本計画の策定にあたっては、「堺市付属機関の設置等に関する条例」に基づき設置した「堺市百舌鳥古墳群等史跡整備委員会」で検討を重ねるとともに、文化庁と大阪府教育庁からの指導助言を得た。

平成 25 年 9 月 13 日付 「堺市付属機関の設置等に関する条例」（条例第 4 号）

一部改正 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」の設置
 平成25年9月18日付 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」
 (教育委員会規則第31号) 制定、10月1日施行
 平成30年4月1日付 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を廃止し
 「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置する

① 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

○委員 (令和2年12月1日～令和4年11月30日)

委員長 和田晴吾 兵庫県立考古博物館館長 (考古学)
 副委員長 一瀬和夫 京都橘大学教授 (考古学)
 委員 北口照美 奈良佐保短期大学客員教授 (生活環境学)
 委員 中村彰宏 大阪府立大学准教授 (緑地環境、造園学)
 委員 宮路淳子 奈良女子大学教授 (考古学)

○助言者 文化庁文化財第二課

大阪府教育庁文化財保護課

○協力者 堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

羽曳野市教育委員会事務局世界遺産・文化財総合管理室 文化財課

藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課

○事務局 堺市文化観光局 文化部

②策定の経緯

令和3年8月24日 第1回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和3年12月16日 第2回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和 年 月 日 第3回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和 年 月 日 第4回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和 年 月 日 第5回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和 年 月 日 第6回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 令和 年 月 日～ 月 日 パブリックコメント実施
 令和 年 月 日 第7回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
 パブリックコメント報告
 令和 年 月 日 計画策定

各計画の記載方法を変更 抜粋
(以下すべて同じ)

4 他の計画との関係

上位計画

① 堺市基本計画 2025 (令和 3 年 3 月策定)

1. 計画策定の目的

□目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確にとらえ、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に策定する。

2. 計画の位置づけ

□2030 年度を見据えながら、今後 5 年間の取り組むべき方向性を示す。

□本計画は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合した計画とする。

3. 計画の構造と計画期間

□計画の構造

「都市像」「基本姿勢」「重点戦略」「空間像・エリア戦略」で構成

□計画期間

2021 年度～2025 年度

IV 都市像 2 重点戦略

1. 堺の特色ある歴史文化 ～Legacy～

堺の類稀な歴史文化資源に磨きをかけ、後世にその価値を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて、都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出す。

□施策

(1) 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の継承と魅力の創出

1600 年にわたり保全されてきた古墳群を後世へ継承し、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」に代表される堺の歴史文化資源の価値や魅力を国内外に発信することにより、絶え間なく人が訪れ交流するエリアを実現する。

□取組の方向性

【百舌鳥古墳群の保全・継承とゲートウェイ機能の強化】 1-(1)-①

●地域社会と共存しながら 1600 年にわたり守り、受け継がれてきた百舌鳥古墳群を次世代に継承するため、市民や民間事業者などとの協働のもと、古墳を確実に保全する。

●古墳が存在する他の自治体との連携を進め、日本全国に 16 万基以上存在するといわれる古墳の代表として、古墳時代の文化を物語る百舌鳥・古市古墳群の価値を、市民や来訪者に伝達する。

●大仙公園エリアに多くの来訪者を迎え入れるため、百舌鳥駅前広場を整備する。古墳群を訪れる市民や来訪者のゲートウェイとなる百舌鳥古墳群ビジターセンターにお

いて、百舌鳥・古市古墳群が有する歴史的価値や魅力を伝える。堺市博物館では、その理解をさらに深めてもらうための機能を充実し、国内外の来訪者に高い満足感をもたらす。

→都市像の重点戦略に「堺の特色ある歴史文化」を位置づけている。また「百舌鳥古墳群」を堺の歴史文化資源の代表とし、その価値や魅力を発信するとしている。

② 堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）（令和3年2月策定）

本計画では2030年のあるべき姿、その実現に向けた優先的なゴール・ターゲットなどを示している。

2030年のゴール実現イメージ

- 堺グランドデザイン 2040 に基づき、各エリアの特色を活かした魅力的な都市空間の形成が進んでいる。
- 東西交通などの交通ネットワークの強化や新たなモビリティ・サービスなどの導入が進んでいる。
- 住民などの各主体が地域のための活動に参画し、地域コミュニティ活動が活発に行われている。
- 「自助」「共助」「公助」が補完しあう災害対策が進み、強靱な都市構造が形成され、防災力が高まっている。
- 百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている。

→2030年のゴール実現イメージの一つに「百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている」としている。

③ 大阪府文化財保存活用大綱（令和2年3月制定）

大阪を取り巻く状況を鑑み、大阪の文化財における諸課題に対応し、めざすべき姿や施策の方向性を示すため、大阪府文化財保存活用大綱が策定された。

第2章 めざすべき姿・基本理念

「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」

第3章 基本方針

基本方針1 文化財を確実に保存する

基本方針2 文化財の価値を伝え、活かす

基本方針3 地域社会全体で文化財の保存と活用を支える

→「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」をめざすべき姿・基本理念として、その実現のための基本方針を定めている。この基本方針に取り組むにあたり国・府・市町村・所有者の役割、仕組みづくりや人材の育成について整理している。

関連計画を整理・内容を更新
記載方法の変更 抜粋

関連計画

① 堺市都市計画マスタープラン（令和 3 年 7 月策定）

本計画は都市計画法に基づき、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市づくりの方向性を示し、都市計画の基本的な方針を定めたものである。

本計画では「堺グランドデザイン 2040」で示した本市の将来像や SDGs の考え方を取り入れながら、時代の変化を踏まえた新たな都市の将来像と、これを実現するための基本的な方針を示している。

第 1 章 全体構想

第 2 節 都市計画の基本理念 2 めざすべき都市像（2）住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市

・百舌鳥古墳群や環濠都市の面影を残す旧市街地・堺旧港、多様な伝統産業など、堺の有する歴史・文化のストーリーを活かし、国内外からの来訪者に堺の多彩な都市魅力を実感してもらえるような都市をめざします。

第 3 節 分野別の方針 3 環境の方針（2）水と緑のネットワークの形成

・百舌鳥古墳群、旧街道、社寺などの歴史・文化資源と一体となった緑の保全・活用を図ります。

（3）堺らしさの保全と育成

・百舌鳥古墳群周辺地域については、風致地区、高度地区、景観地区や広告景観特別地区などにより、古墳への眺望の配慮等、景観資源と調和した周辺市街地の景観形成を進め、壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成を図ります。

→めざすべき都市像に歴史文化の活用を位置づけ、それらを保全し、活用を図ることを方針としている。

② 堺市景観計画（平成 27 年 9 月変更）

第 4 章 景観形成の推進方策

4-2 重点的に景観形成を図る地域

<百舌鳥古墳群周辺地域>

成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。

→古墳群周辺における一層の景観形成を図るため、百舌鳥古墳群周辺景観地区を都市計画決定するなど、景観誘導を進めている。

③堺観光戦略（令和3年5月策定）

■めざす姿＝「人々を魅了し続ける屋根のないミュージアム“SACAY”

・大仙公園エリアと環濠エリアを重点エリアとし、古墳や伝統産業などの価値や魅力を
体感できるエリアとしてブランディング

■戦略3「続ける」×取組

これまで継承されてきた歴史文化資源を次世代へ残しつつ、新たな魅力を生み出す観光

・百舌鳥古墳群ビジターセンター、堺市博物館などを活用した古墳群の効果的な情報発信

→大仙公園エリアを重点エリアとし、広大な屋根のないミュージアムとして、来訪者をもてなすとしている。また百舌鳥古墳群を次世代へ引き継ぐとともに古墳群の効果的な情報発信に取組むとしている。

④緑の基本計画（平成15年策定・平成30年3月改訂）

基本方針1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

施策1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます

【施策展開の方向性】

世界に誇る歴史文化遺産が市街地の貴重な緑の資源として今に生きています。歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。

→堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアの一つに百舌鳥野エリアを位置づけ、緑豊かなまちづくりを進めるとしている。

具体的個別的な計画及び事業

①大仙公園基本計画（昭和47年策定・令和3年3月改訂）

■基本理念

1 世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群を保全し、普遍的な価値を伝え後世に継承する。

3 公園内に点在する古墳や緑豊かな景観を活かし、市民や国内外からの来訪者を迎え入れもてなす。

■エリア設定

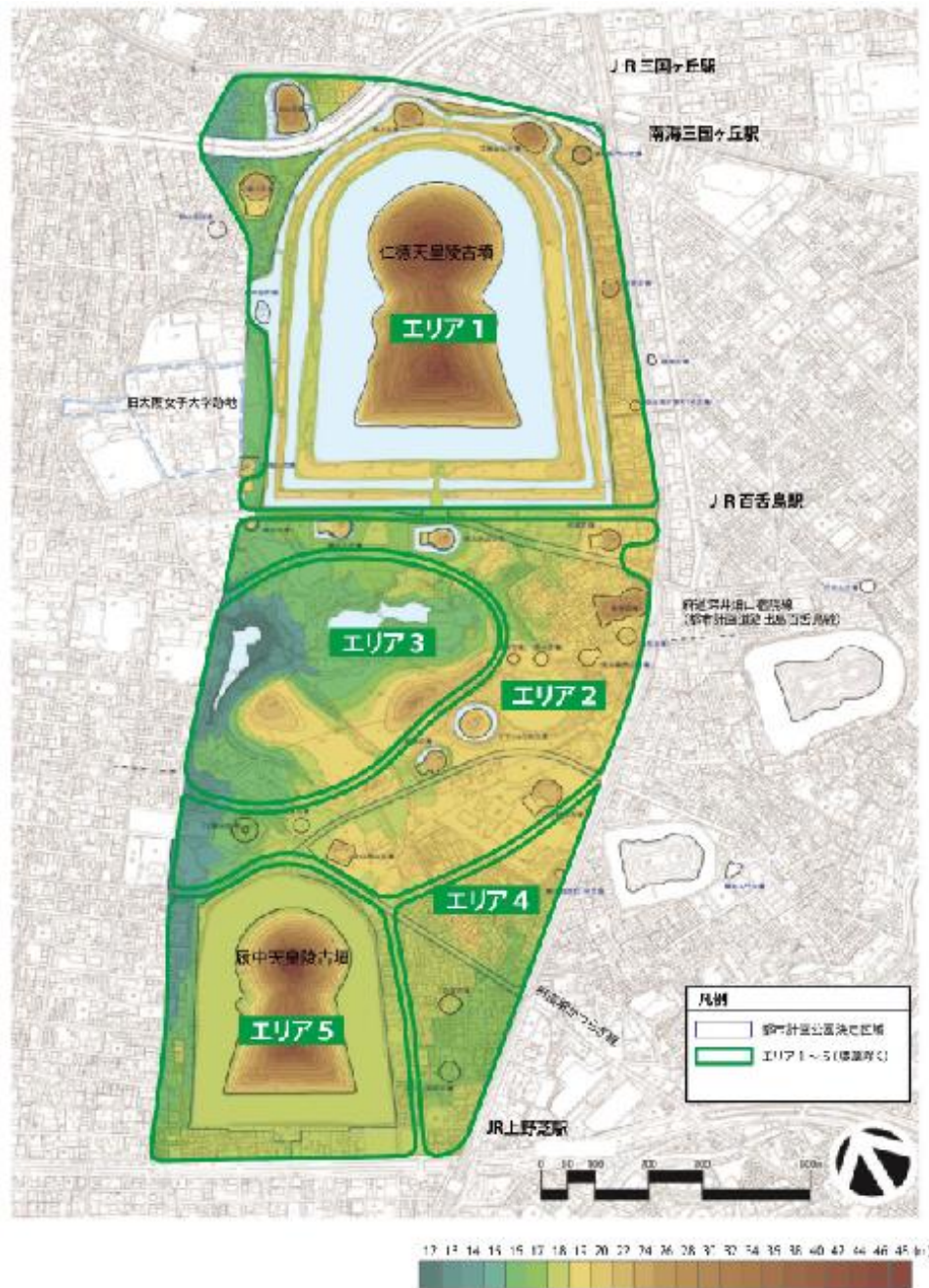
堺市のシンボルパークとして、世界に誇れる古墳を保全、活用した公園をめざすため、古墳の分布状況や地形を考慮したエリア設定を行う。

エリア1・5(陵墓を除く)

- ・陵墓と隣接するエリアとして、陵墓と一体となった空間をつくる。

エリア 2(陵墓を除く)

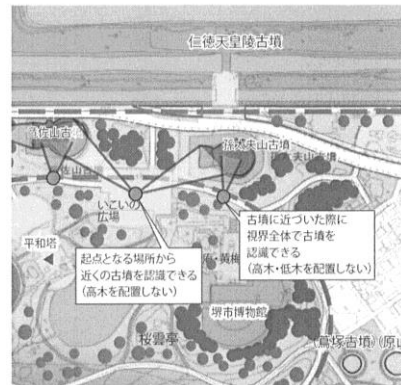
- ・陪塚及び小規模古墳が分布するエリア(Vゾーン)として、古墳自体の確実な保全措置を行う。
- ・JR 百舌鳥駅前周辺をエントランス空間として整備し、点在する古墳の連続性が分かるよう疎林空間とする。



エリア設定図

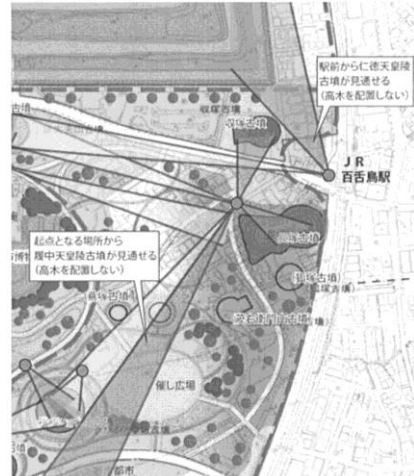
古墳の見せ方と植栽の考え方

短期 ・主に公園内に点在する古墳の解説板や園内の休憩所、園路から眺めることを想定し、古墳に対して距離の近い視界を確保する。



植栽の考え方 (短期)

中期 ・JR 百舌鳥駅前エリアの整備に合わせて、エリア 2 を中心に、見通しの先にある古墳群への長い視線にも対応した植栽景觀を創り出す。
 ・主に主園路のビューポイントから古墳への見通しが通るようにし、古墳の連続性が感じられる植栽景觀とする。
 ・一方、ビューポイントの視界に入らない場所には、来訪者の日陰となるような緑陰を確保する。
 ・古墳への見通しと来訪者の快適性を確保する疎林の空間をめざす。



植栽の考え方 (中期)

→堺市のシンボルパークとして、古墳を保全し活用した公園の実現を目指すとしている。

②堺市歴史的風致維持向上計画 (平成 25 年 11 月認定)

V.重点区域の位置及び区域

(1)百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域は本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳などの歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらを含む範囲を重点区域として設定する。

→歴史的風致の維持及び向上を重点的に推進する区域に設定し、百舌鳥古墳群の整備、水質改善、情報発信、周辺案内板の整備などを主な事業として位置付けている。

5 計画の実施

この国史跡百舌鳥古墳群保存活用計画は、令和 5 年 4 月から実施するものとする。なお本計画の効用は概ね 10 年とし、史跡を取り巻く環境の変化等により必要に応じて見直しを図ることとする。